

あなたの農業を
応援します!

第3期

JAみなみ魚沼

農業者



応援事業

申請受付期間 令和7年3月3日(月)～4月30日(水)

令和7年度 助成枠 総額 3,000万円

＼令和6年度は564件の組合員の皆様よりご利用いただきました!／

組合員の皆様よりご好評をいただいております「農業者応援事業」が装い新たに始まります。今回は4つの柱に沿ったメニュー構成とし、管内の主要品目である水稻と園芸重点品目の西瓜を中心に、地域の農業振興と実りある地域づくりのために私たちJAと一体となってがんばる農業者を支援いたします。是非、多くの組合員の皆様からのお申し込みをお待ちしております。

4つの柱

1. 持続可能な農業生産に係る支援
2. 高品質農産物生産支援
3. 園芸生産拡大支援
4. 農業所得確保に係る支援

お問合せ先 (相談・申請窓口) JAみなみ魚沼 営農指導課

大和地区 ☎025-777-3786 六日町地区 ☎025-773-6121 塩沢・湯沢地区 ☎025-782-1171

令和7年度 取り組みメニュー一覧

A

土づくり資材の継続的な活用に対する支援

- 内容** 土づくり資材の継続的な活用による高品質な農作物生産に向けた支援
対象 ケイ酸保証成分30%以上または鉄含有成分30%以上の土づくり資材、地元畜産堆肥（散布作業代は除く）

補助率 **20%以内**
 上限金額 **30万円**

B

高品質米生産及び作業の省力化への支援

- 内容** 1等米比率の向上に向けた高品質米生産及び水稲作業における省力化を図るための機械導入に対する支援
対象 当JAで購入した次の機械への奨励
 （播種機、催芽機、育苗機、苗箱並べ機、色彩選別機、粗選機、石抜機、電気柵、自走式草刈り機、トラクター用草刈機、乗用溝切機、籾殻散布機、農業用ドローン、後付GPS機器、田植同時農薬散布機、セット・ラジコン動噴、可変施肥装置、計量器付フレコンスケール、自動給水システム、米袋リフター、プラウ・カルチ）

補助率 **20%以内**
 上限金額 **20万円**
 ※3年間で1回限り

C

園芸品目生産拡大支援

- 内容** 新規取組または従来より取り組んでいる園芸品目の生産拡大に向けた機械導入等に対する支援
対象 当JAで購入した次の機械への奨励
 （セット・ラジコン動噴、管理機、定植機、掘取機、運搬機、養液土耕システム、選別機、ハウス用ビニール、電気柵、施設園芸用地造成費用、背負い動力噴霧機、施設園芸用井戸ポンプ）

補助率 **20%以内**
 上限金額 **20万円**
 ※3年間で1回限り

D

八色西瓜新規取組支援

- 内容** 新たに八色西瓜に取り組む方に向けた生産資材購入費用に対する支援
対象 取組1年目～3年目にかかる減価償却資材及び単年度資材

補助率 **40%以内**
 上限金額 **20万円**

E

集落営農組織の課題解決支援

- 内容** 集落営農組織の経営安定に向けた取り組みに対するソフト支援
対象 南魚沼市、湯沢町管内の集落営農組織
 例）法人設立費用、農業コンサルタント費用、先進地視察費用等
 （※物品購入・修繕等ハード支援は対象外）

1組織
 上限金額 **10万円**
 ※3年間で1回限り

F

米の複数年契約による農業者所得安定化支援

- 内容** 「コシヒカリBL」のJA出荷に対する支援
対象 過去3年(R4～R6)の平均総出荷数量より増加する「コシヒカリBL」（水田活用米穀含む）のJA出荷数量に対して助成（上限数量未滿の場合は申告した契約数量を上限とする。ただし規格外米は除く）

米1俵 **2,000円**
 上限金額 **20万円**

※複数年契約（3年間：R7～R9）の締結を条件とする

G

西瓜の複数年契約による農業者所得安定化支援

- 内容** 「八色西瓜」及び「八色っ娘」のJA出荷に対する支援
対象 「八色西瓜」「八色っ娘」のR6出荷実績より増加するJA出荷数量に対して助成（上限数量未滿の場合は申告した契約数量を上限とする。ただし、規格外品は除く）

西 大玉1玉 **60円**
 瓜 小玉1玉 **20円**
 上限金額 **10万円**

※複数年契約（3年間：R7～R9）の締結を条件とする

上記A～Gのメニューは、以下の組み合わせによる申請が可能です。

メイン	併用						
	A	B	C	D	E	F	G
A 土づくり	○						
B 水稲機械		○					
C 園芸拡大			○				
D 西瓜新規				○			
E 組織支援					○		
F 米出荷支援						○	
G 西瓜出荷支援							○

<留意事項>

- 第3期の事業期間は令和7年3月1日～令和10年2月末日までの3年間となります。
- 総代会で農業者応援積立金の規程変更及び特別積立金の取崩等が承認されない場合は、既存の農業者応援積立金残高が助成の上限となる場合があります。
- 事業期間内であっても、申請額が助成枠に達した時点で終了する場合があります。また、助成枠超過が発生した場合は助成枠の範囲内で助成いたします。（千円未満切り捨て）
- 本事業における助成対象者は当JAの組合員、または組合員によって構成される組織です。また、本事業で受けられる助成は事業期間を通じて1回限りです（メニューB・C・Eのみ）
- 令和7年度助成対象の取組は令和7年3月1日(土)～令和8年2月28日(土)までに行う必要があります。
- 助成内容は次年度以降変更する場合があります。
- 本事業は、行政が実施する補助事業ではありませんのでご注意ください。（助成対象が機械の場合、「圧縮記帳」はできません。）
- 申請の際は必ず事前の相談をお願いいたします。